

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成24年
11月2日
(金曜日)

目次

告示

行政手続法の規定による公開の聴聞(市町課)……………一

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課)……………一

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(四件)(厚政課)……………三

保安林予定森林(下関市)(森林整備課)……………四

保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………四

防府都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………五

柳井都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………六

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………六

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(七件)(県民生活課)……………六

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………八

萩都市計画こみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………九

長門都市計画こみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………九



山口県告示第四百三十三号

行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定により、公開による聴聞を次のとおり行う。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 聴聞の期日 平成二十四年十一月十二日(月曜日)午後一時
- 二 聴聞の場所 山口県庁地域振興部一号会議室
- 三 被聴聞者 宇部市大字川上五〇八番地
藤里 隆
- 四 聴聞に係る処分 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十四条第二号に規定する業務の停止

山口県告示第四百三十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年十一月二日から同月二十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部エムス有会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 宇部エムス有会社ラウロクタム工場
所在地 宇部市大字小串一九八七番地の九
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	能 (t/日)	工事着手 予定年月日	工事完成 予定年月日	使用開始 予定年月日	使用時間 隔日 連 続 二四時間 変動なし
三七一口 (二基)	六〇	平成二四、 一、二六	平成二四、 一、二六	平成二四、 一、二六	連 続 二四時間 変動なし

備考 「三七一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一

株式会社アル
テクス 宇部市大字西 宅老所喜笑苑 宇部市大字西 介護予
岐波八〇五 岐波八〇五 介護所 一〇、三二

山口県告示第四百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社あん のメディアカル 山口市吉敷中 東一丁目一番 一号	ハートハウス 新山口デイ サービスセン ター	通所介 護	平成二四、 七、一
合同会社ここ ろ 園三丁目一 番三二号	デイサービス ゆめこころ	"	"
有限会社創美 防府市華園町 二番二七号	デイサービス センター元氣 の里二号館	"	"
株式会社藤華 " 石が口 三丁目一八の 一	とうかデイ サービスセン ター	"	"
株式会社和妍 宇部市大字上 宇部一四七の 一七	デイサービス ゆうあい	"	"
株式会社ビュ アライフケア 大島郡周防大 島町大字西三 蒲六八の一	ふれあい汐風 の家デイサー ビスセンター	"	"
社会福祉法人 華世会 防府市大字伊 佐江一〇三九 の一	ヘスティア天 神小規模多機 能型居宅介護 事業所	"	"
特定非営利活 動法人浜木綿 光市大字室積 村一五二九の 一	グループホー ムはまゆう	認知症 対応型 共同介護 生活	平成一四、 五、一

山口県告示第四百三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名称 所在地	指定年月日
株式会社和妍 宇部市大字上 宇部一四七の 一七	ゆうあい居宅介 護支援事業所 山陽小野田市大 字小野田四〇四 六	平成二四、 九、一
株式会社ビュ アライフケア 大島郡周防大島 町大字西三蒲六 八の一	ふれあい汐風居 宅介護支援事業 所 大島郡周防大島 町大字西三蒲六 八の一	平成二三、 "、"

山口県告示第四百三十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
社会医療法人 同仁会 下松市生野屋 南一丁目一〇 番一号	訪問介護ス テーションに ここに 訪問看護ス テーション下 松・きらら	介護予 防訪問 介護	平成一八、 四、一
"	"	"	"
有限会社片倉 温泉くぼた 宇部市大字西 岐波五三四五	デイサービス コスモス	介護予 防訪問 介護	平成二四、 一〇、二二
有限会社あん のメディアカル 山口市吉敷中 東一丁目一番 一号	ハートハウス 新山口デイ サービスセン ター	介護予 防訪問 介護	平成二四、 七、一

二〇九一の一から二〇九一の三まで、二〇九一の五、二〇九一の一から二〇九一の一五まで、二〇九一の一九から二〇九一の三〇まで、字大丸尾二〇七九、字河原上二〇八二の一、二〇八二の二、二〇九〇の三、二〇九五の一から二〇九五の四まで、字鳥居ヶ迫二〇九一の三二、字水谷二〇九七の一

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美祢市秋芳町別府字権現山二〇七四の二、二〇七四の三、字多々良二〇七四の六、二〇七四の八、二〇七四の一〇、二〇七四の一一、二〇七四の一四

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美祢市秋芳町別府字大丸尾二〇七九、字権現山二〇七九の二、二〇七九の二五から二〇七九の二七まで、二〇八一の一、二〇八一の二、二〇九一の二

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、防府都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 施行者の名称
防府市

二 都市計画事業の種類及び名称
防府都市計画下水道事業防府市公共下水道

三 事業施行期間
昭和三十四年三月十二日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

防府市本橋町、新橋町、今市町、千日一丁目、千日二丁目、平和町、八王子一丁目、八王子二丁目、戎町一丁目、戎町二丁目、佐波一丁目、佐波二丁目、寿町、迫戸町、宮市町、栄町一丁目、栄町二丁目、天神一丁目、天神二丁目、上天神町、松崎町、東松崎町、南松崎町、緑町一丁目、緑町二丁目、国分寺町、惣社町、美和町、国

街一丁目、国街二丁目、国街三丁目、国街四丁目、国街五丁目、多々良一丁目、多々良二丁目、駅南町、中央町、車塚町、鑄物師町、桑山一丁目、桑山二丁目、岡村町、お茶屋町、松原町、石が口一丁目、石が口二丁目、石が口三丁目、華浦一丁目、華浦二丁目、三田尻本町、自力町、協和町、三田尻一丁目、三田尻二丁目、三田尻三丁目、東三田尻一丁目、東三田尻二丁目、警固町一丁目、警固町二丁目、勝間一丁目、勝間二丁目、勝間三丁目、鐘紡町、新築地町、開出、高倉一丁目、高倉二丁目、桑南一丁目、桑南二丁目、鞠生町、新田一丁目、泉町、古祖原、開出本町、開出西町、西仁井令一丁目、西仁井令二丁目、中泉町、仁井令町、東仁井令町、清水町、伊佐江町、華城中央一丁目、華城中央二丁目、華園町、敷山町、岩島一丁目、岩島二丁目、岩島三丁目、酢貝、牟礼今宿一丁目、牟礼今宿二丁目、岸津一丁目、岸津二丁目、沖今宿一丁目、沖今宿二丁目、中西、牟礼柳、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、大字新田、大字仁井令、大字浜方、大字田島、大字植松、大字大崎、大字高井、大字牟礼、大字江泊、大字富海、大字下右田及び大字西浦

山口県告示第四百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、柳井都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

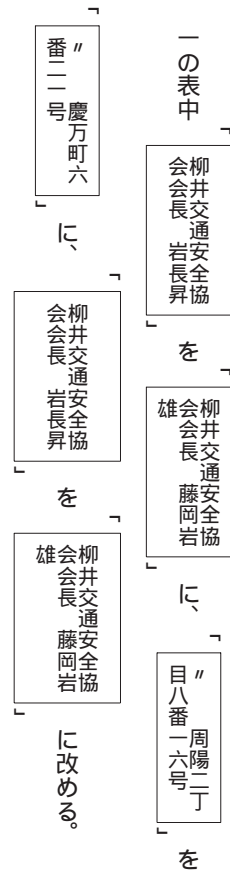
- 一 施行者の名称
柳井市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
柳井都市計画下水道事業柳井市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和六十一年十二月九日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
柳井市片野西、山根、姫田、東土手、新天地、天神、土手町、新市北、新市、新市南、新市沖、北浜、南浜一丁目、南浜二丁目、南浜三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、駅南、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、南町五丁目、南町六丁目、南町七丁目、ニュータウン南町、柳井、柳井津、古開作及び新庄

山口県告示第四百四十四号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎



(五二八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十二月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人野球を育む会 in うべ
代表者の氏名 伊藤 隆司
主たる事務所の所在地 宇部市西琴芝二丁目一五番二二号

(五二九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十二月十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ハローフレンズ

代表者の氏名 植木 通弘

主たる事務所の所在地 萩市大字山田四二七〇番地の一

(五三〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十二月十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人松久会

代表者の氏名 大下 博

主たる事務所の所在地 柳井市柳井四九二四番地の九

(五三一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十二月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人みらい広場

代表者の氏名 三藤美智子

主たる事務所の所在地 宇部市末広町一番一六号

(五三二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年十二月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人徳聖会

代表者の氏名 田口 昇

主たる事務所の所在地 山口市徳地島地一一番地の一

(五三三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十二月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人光まちづくりNPO

代 表 者 の 氏 名 藤田 賢

主たる事務所の所在地 光市大字三井一八六五番地

(五三四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年十二月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人いわくにネットワークグループ

代 表 者 の 氏 名 石本 直邦

主たる事務所の所在地 岩国市青木町一丁目五番三三三号

(五三五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年六月五日山口県公告(二五一)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月二日から同年十二月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 光ショッピングセンターベスト

所在地 光市島田一丁目二番二〇号

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

(五三六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年六月五日山口県公告(二五八)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月二日から同年十二月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク光井店

所在地 光市光井四丁目三三番一号

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 光ショッピングセンターベスト

所在地 光市島田一丁目二番二〇号

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

(五三七) 萩都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画ごみ焼却場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

萩都市計画ごみ焼却場第二号新清掃工場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(五三八) 長門都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧

長門市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による長門都市計画ごみ焼却場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年十一月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

長門都市計画ごみ焼却場第二号新清掃工場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

平成二十四年十一月二日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山形県知事